



# 明るい選挙は わたしたち一人一人の手で

## 統一地方選挙を前に

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重なものです。

“意志表示”です。

これから政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。

そして、みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行わなければなりません。

四月八日と二十二日の統一地方選を前に、公正で明るい選挙を実現するために、私たち有権者が心得ておきたい基本的なルールのいくつかを、紹介しましょう。

### 候補者などの寄付は全面禁止

## きれいな選挙は “三ない運動”から

**贈らない。求めない。受け取らない**

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意志のある人が、選挙区内の人に対する寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義であろうとも、いつさい禁止されています。

また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけないので、十分注意しましょう。

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否とを問わず、日常のあらゆる場合についてあてはまります。

具体的な例をあげると、次のようなものです。

◎お中元やお歳暮、出産、入学卒業、開店などの祝いを贈ること

◎葬式の際、香典や花輪など

ここでの「寄付」とは、お金や品物を贈ることはもとより、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれます。

の“三ない運動”で「きれいな選挙」を心がけましょう。



### 〈選挙法ひとくちメモ〉



政治家や候補者などがお中元や寄付など金品を贈ることはルール違反です。



政治家や候補者などにお祭りの寄付など金品を求めることが禁じられています。



政治家や候補者などから祝儀やせんべつなど金品を受け取ってはいけません。

**贈らない・求めない・受け取らない**  
選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。